

株式会社カワマツ及び新津さつき農業協同組合に対する
命令の内容

- 1 表示を行うすべての農産物について、直ちに表示の点検を行い、JAS法第19条の15第1項の政令で指定するもの（指定農林物資）でない農林物資であるにもかかわらず、有機JAS規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示のある商品が発見された場合には、当該表示を除去し、又は抹消すること。
- 2 1に基づき講じた措置について、平成20年2月18日（月）までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あて提出すること。